

マイクロソフト拡張保証範囲要約

これは重要な情報のため必ずお読みください。

この範囲要約には**拡張保証**のすべての利用規約は記載されていません。すべての利用規約は**拡張保証文書**で読むことができます。

製品ごとの拡張保証範囲の種類

A. Surface

不慮の損傷

責任の限界に従い、不慮の損傷によるお客様の製品の修理または交換費の請求は、保証期間中最大2回までです。

故障の保証

責任の限界に従い、故障の場合にはお客様の製品の修理又は交換費の請求は、保証期間中は制限がありません。

B. Xbox

故障の保証

故障の場合には、最初の保証期間中は、Xbox本体の交換、Kinectモーションセンサーの交換、および本体と同梱で購入したコントローラー（2つまで）の交換が保証されています。

大きな特徴と利点

保証は、お客様が永住者である日本での使用中、上記リスクに対して適用されます。保証は本製品の購入者であるお客様に適用されます。

重要かつ特殊な除外または制限

すべての保険と同様、この**拡張保証**が適用されない事象がいくつかあります。特に以下は重要です。

A. 一般

- 明細書に特別な記載がない、お客様の製品のアクセサリの故障または不慮の損傷（ページ3—不慮の損傷および故障の特定除外）。
- コンピューターウイルスまたはその他ソフトウェアの不具合によって生じたかそれらに関連する、もしくは誤用、磨滅、段階的劣化による、製品の故障または不具合。もしくは製品の外観の損傷（ページ3—不慮の損傷および故障の特定除外）。
- ビジネス目的で使用されている製品に対する請求（ページ3—一般除外）。
- メーカーの保証期間中に発生した不適切な使用による故障、またはメーカーの取扱説明書に従わない場所や環境に製品を設置して使用したことによる損傷（ページ3—一般除外）。
- 利用規約に別段の記載がない事故により発生したその他費用（ページ3参照—一般除外）。

B. Surface

- 拡張保証**に記載された購入日から始まる保証期間中は、いずれの請求に対する責任限度額も製品の再取得価額（消費税を含め最大¥260,000.00）を越えることはできず、いかなる場合にも消費税を含め ¥520,000.00の責任限度額を越えない（ページ2—定義）。
- あらゆる不慮の損傷の請求に¥8,500.00の支払うべき超過があります（ページ3—不慮の損傷および故障の特定除外）。

C. Xbox

拡張保証に記載された購入日から始まる保証期間中は、いずれの請求に対する責任限度額も製品の再取得価額（消費税を含め最大¥130,000.00）を越えることはできず、いかなる場合にも消費税を含め ¥260,000.00の責任限度額を越えない（ページ2—定義）。

拡張保証の期間と取消権

A. 一般

本**拡張保証**は購入時点から開始し、お客様の**拡張保証**の別紙に明記された保証期間まで継続します。税を含む支払は購入時点で確認された通りとし、マイクロソフトが収集します。お客様は、書面または口頭で14日前までにマイクロソフトに通知すれば、自らの**拡張保証**を取消することができます（**拡張保証**の詳細な連絡先は一般条項の取消の項目をご覧ください）。お客様が請求を行っていない場合、お客様は**拡張保証**の支払いに比例した返金を受取る権利があります。

B. 取消権

お客様は、**拡張保証**の取得後14日以内であれば本保証を取消することができます（クーリングオフ期間）。当社は、かかる期間中にいかなる請求もなされない限りお客様が支払った金額を返金します。取消の通知は書面にて108-0075 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー 日本マイクロソフト株式会社 **拡張保証**取消係、または下記ウェブサイトからご連絡ください。

Surface—www.microsoft.com/surface/support/contact-us,

Xbox—<http://support.xbox.com/contact-us>

電話番号：03-4332-5300

電子メール：Surface—surface-esc@microsoft.com,

Xbox—xbox-esc@microsoft.com.

普通郵便をご利用の場合は投函の記録を保存してください。クーリングオフ期間を過ぎた取消では、お客様は**拡張保証**の支払いに比例した返金を受取れません。お客様が**拡張保証**について請求を行っている場合購入金額の全額が支払われ（またはすでに全額支払われた場合は取得され）、取消に対する購入金額の返金は行われません。お客様に**拡張保証**の全額が支払われていない場合、マイクロソフトはお客様への請求の支払いに起因する未払いの支払金額を控除することができます。

請求を行う

お客様の**拡張保証**に記載された、請求の手順をご覧ください。請求を行う必要がある場合は製品サービスまたは技術サポート担当まで、108-0075 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー 日本マイクロソフト株式会社請求管理担当、または下記ウェブサイトからご依頼ください。

Surface—www.microsoft.com/surface/support/contact-us

Xbox—<http://support.xbox.com/contact-us>

電話番号：03-4332-5300

電子メール：Surface: surface-esc@microsoft.com,

Xbox: xbox-esc@microsoft.com.

- 請求フォームが完成したら日本マイクロソフト株式会社請求管理担当まで、要求に応じ補足レポートと書類を添えてご返送ください。
- お客様が虚偽の情報を提供された場合、マイクロソフトはお客様の請求を支払わず告訴する権利を保有します。

苦情：販売、修理または請求

お客様のポリシーまたは当社サービスについてご質問や懸念がある場合は108-0075東京都港区港南2-16-3品川グランドセントラルタワー



日本マイクロソフト株式会社苦情部門、または下記ウェブサイトからご連絡ください。

Surface – www.microsoft.com/surface/support/contact-us,

Xbox – <http://support.xbox.com/contact-us>

電話番号：03-4332-5300

または電子メール：Surface – surface-esc@microsoft.com、Xbox – xbox-esc@microsoft.com

日本マイクロソフト株式会社は、当社が取るべき行動についてお客様にお知らせするために、お客様から苦情を受取って 5 日以内にお客様にご連絡いたします。当社は問題解決に全力を尽くし、4 週間以内にご回答をご提示させていただきます。4 週間以上の時間を要する場合は回答可能な時期を当社からお客様にお知らせいたします。

D.

拡張保証—利用規約

本書は、マイクロソフトが、本**拡張保証文書**に明記された規約、定義、除外および条件に従い、お客様の全額払いにより、本書に記載された利益に**お客様**を拘束することを証明するものである。

1. 拡張保証の範囲

本**拡張保証**の範囲は、**お客様**が**お客様の製品**を家庭内の目的で使用した場合にのみ適用される。**お客様**が**お客様の製品**をビジネスの目的で使用した場合この保証は適用されない。

お客様の方針文書は、本**製品**の交換および修理の範囲を提示する。交換**製品**は、**お客様**に提供されるとき、特徴や機能が等しい新品または新品同様の**製品**になる場合がある。

A. Surface

不慮の損傷

不慮の損傷の場合、**お客様**は、マイクロソフトの責任制限に従い保証期間中に最大2件の**お客様の製品**の修理または交換費の請求が保証される。本**拡張保証**における不慮の損傷の保証範囲は、2件目の**不慮の損傷**による請求が正常に解決した後すみやかに自動的に終了し、マイクロソフトは以後の不慮の損傷に対する責任を一切負わない。

故障の保証

故障の場合、**お客様**は、マイクロソフトの責任制限に従い保証期間中は**お客様の製品**の修理または交換費の請求が無制限に保証される。本**拡張保証**文書における**故障**の保証は、故障の請求の合計額が**お客様の製品**の最初の購入価格に等しくなった時点ですみやかに自動的に終了し、マイクロソフトは以後の**故障**に対する一切の責任を受領しない。

B. Xbox

故障の保証

故障の場合、**お客様**は、保証期間中に**お客様のXbox本体**の交換、**お客様のKinect** モーションセンサーの交換、および本体と同梱で購入した**お客様のコントローラー**（2つまで）の交換が保証される。

2. 定義

以下の文章で使用される単語および句は、本**拡張保証**で使用される限り次の意味を持つ。

不慮の損傷

お客様の製品の機能に影響を与え本**拡張保証**から具体的に除外されていない突然および不測の事故が原因で**お客様の製品**に生じた物理的損傷。

故障

メーカーのガイドラインの範囲で使用している間の、および、機能を突然停止させるため通常の操作を再開する前にすみやかな修理を必要とする本**製品**内部の電子、電気または機械的欠損が原因で生じた、**お客様の製品**の実際の破壊および焼損。

間接損害

保証範囲内の事故により**お客様**に発生したが本**拡張保証**のもとでは特に保証されていない、所得、収益または追加費用の損失を含む、損失または費用。

超過

本**拡張保証文書**の「不慮の損傷および故障の特定除外」3.1に明記されたあらゆる不慮の損傷に対して、**お客様**が支払った金額。

責任の限界

Surface

1件の請求に対するマイクロソフトの責任限度額は、消費税（CT）を含め最大¥260,000.00となる**お客様の製品**の最初の購入価格を越えない。本**拡張保証**にある開始日から24か月間はマイクロソフトの責任限度額は消費税（CT）を含め¥520,000.00を越えない。**お客様の製品**が交換を承認され**お客様の最初の製品**が入手不可能となった場合、マイクロソフトは**お客様の最初のモデル**と機能がもっとも近い新品または新品同様のモデルに交換する。

Xbox

1件の請求に対するマイクロソフトの責任限度額は、消費税（CT）を含め最大¥130,000.00となる**お客様の製品**の最初の購入価格を越えない。本**拡張保証**にある開始日から24か月間はマイクロソフトの責任限度額は消費税（CT）を含め¥260,000.00を越えない。**お客様の製品**が交換を承認され**お客様の最初の製品**が入手不可能となった場合、マイクロソフトは**お客様の最初のモデル**と機能がもっとも近い新品または新品同様のモデルに交換する。

メーカー/日本マイクロソフト/マイクロソフト

機器正規メーカー。日本マイクロソフト株式会社、拡張方針事業、108-0075東京都港区港南2-16-3品川ランドセントラルタワー。ウェブサイト www.microsoft.com。

保証期間

一般

本**拡張保証**にもとづく保証は、**お客様の購入証明書**に証明された通りに**お客様の**全額払いを受領することにより、購入時点から開始し**お客様の拡張保証**明細書で確認された期間継続する。本**拡張保証**にもとづく保証は、**お客様の拡張保証**において認められた最大交換数が正常に解決した後すみやかに自動に**終了**する。

Surface

本**拡張保証**は、**不慮の損傷**の2件目の請求が正常に解決した後、および故障の請求の合計額がお客様の製品の最初の購入価格に等しくなった後すみやかに自動的に終了する。この期間はマイクロソフトの選択権による更新により延長される場合がある。

拡張保証

本**拡張保証**は、**お客様とマイクロソフト**との契約である。本契約は、本**拡張保証**明細書、**主要因**および利用規約から構成され、**お客様が当社**に提供した情報と、本**拡張保証**にある期日に金額を支払うとする**お客様の合意**を基礎とする。

お客様の拡張保証における条件は、**お客様が当社**に提供した情報を基礎とする。**お客様は、お客様が当社**に虚偽の表明を行わないとする法的義務を負っている。虚偽の表明の種類によっては、**お客様の拡張保証が無効**となり、**お客様が本拡張保証**におけるいかなる保証も受けられなくなり、保証が訂正されたり、あるいは**当社**が請求する増加した支払額を考慮して**当社**が支払う**お客様の請求額**を減額する場合がある。

製品 関連する**購入証明書**により証明された、**マイクロソフト**が発行した**お客様の拡張保証**明細書に言及された電子機器。

購入証明書

購入された**製品**の詳細を記した、販売場所で発行された最初の領収書、または**メーカー**の保証書類にもとづく、**お客様が本製品**の所有者であることを証明する同様の請求書（インボイス）または交換証明。

領土の境界

お客様が永住者たる日本。

お客様

本**拡張保証**明細書に記載される通りに本**拡張保証**を取得した人物。

当社

日本マイクロソフト株式会社 108-0075東京都港区港南2-16-3品川グランドセントラルタワー 電話03-4332-5300

3. 不慮の損傷および故障の特定除外

A. 一般

1. コンピューターウイルスの作動またはその他ソフトウェアベースの不具合に起因して発生した、**お客様の製品**の損傷または不具合。
2. **故障**：
 - a. **メーカーの保証期間**中に発生したもの。
 - b. **メーカー**の取扱説明書に従わない場所または環境に設置して使用したことにより、**お客様の製品**に発生したもの。または、
 - c. 電力サージにより発生したもの。
3. 乱用、誤用または怠慢により発生した請求。
4. 不可抗力。
5. **製品**性能の摩耗または段階的劣化。
6. 機能が失われるような損傷をもたらす場合を除く、**お客様の製品**に生じた傷、こすれ、へこみなど外観の損傷。
7. **メーカー**が欠陥であることを認めた、設計、材料、製造上の障害または欠陥、もしくは潜在的欠陥。
8. 定期的な維持管理、調節、修正または修理。
9. **製品**が**メーカー**によるリコールの対象となった場合。
10. 消耗品として意図されているアイテムの不具合の結果生じた費用。

B. Surface

11. **お客様**が支払うべき**超過**は、本**拡張保証**の範囲である**不慮の損傷**の請求に関し最初の¥8,500である。
12. **お客様の製品**の追加装置またはアクセサリーの、**不慮の損傷**または**故障**。例：取り外し可能なキーボード

C. Xbox

1. **お客様の製品**の追加装置またはアクセサリーの**故障**。例：お客様の明細書に記載されているもの以外

4. 一般除外

1. 条項5の一般条件に従いマイクロソフトが本**拡張保証**の利益を移譲することに同意した場合を除く、**購入証明書**が提供されない場合。
2. ビジネス目的で使用された**お客様の製品**に発生した請求。
3. 電氣的または機械的**故障**を含む**お客様の製品**の設置、取り外し、またはその後の再配置に関連した発生する費用。
4. 本**拡張保証**の条項8の請求の手順に概略された請求の手順に従っていない。
5. 以下に帰属せらる、または以下を要因として直接または間接に生じた法的責任。
 - a. 核燃料または核燃料の燃焼により生じた核廃棄物から発生した放射能による電離放射線又は汚染。
 - b. 爆発性核構築またはその核成分による放射性、毒性、爆発性またはその他の有害性。
6. 政府、公的当局または地方自治体の命令によりまたはその下で、戦争、侵入、外敵による行為（戦争が宣言されようとなかろうと）、敵対内戦、反乱、革命、暴動、軍や強奪勢力、没収、国有化、接收、引渡し、破壊または土地の破壊を介して偶発的にまたはそれらの結果直接または間接に引き起こされた損失、損害または責任。

- 音速または超音速での移動中に航空機またはその他航空機器により発生する気圧波によって直接引き起こされた損傷。
- 一切の**間接損害**。
- お客様**がCTを申請されている場合は請求におけるCTの要素。

5. 一般条件

お客様がプレミアム料金を支払った場合、**お客様**は本**拡張保証**のもとでの保証のみ適用されます。

機器交換

お客様の製品は**マイクロソフト**または正規**メーカー**が新しい**製品**と交換し、**マイクロソフト**は本**拡張保証**の利益を合理的に移譲することを考慮しますが、**お客様**は**マイクロソフト**に**お客様**の新しい**製品**の**メーカー**と**モデル**を報告する必要があります。**お客様**の新しい**製品**に関する詳細を示す公式な記録がこれを補います。この利益は、**マイクロソフト**が確認した日付から移譲されます。本**拡張保証**の**お客様**の新しい**製品**への移譲が合意されない場合、本**拡張保証**は以下の取消条項6に従って取消することができ、**お客様**の新しい**製品**に関してはいかなる保証も適用されません。

所有権の移譲

お客様の**拡張保証**明細書に記載された通り**お客様**の製品の**所有権**を**お客様**が移譲した場合、または**お客様**の製品を贈り物として付与した場合、**お客様**は電子メール**Surface**—surface-esc@microsoft.com、**Xbox**—xbox-esc@microsoft.com、または電話03-4332-5300にて本**拡張保証**の利益が新しい所有者に移譲されたことを**マイクロソフト**に通知する必要があります。

法律

本**拡張保証**の当事者は本**拡張保証**の契約に適用する法律を自由に選ぶことができます。特に別段の合意の無い限り、本**拡張保証**は日本法に従います。

6. 取消

法令に従う**お客様**の取消権

クーリングオフ期間

お客様は、本**拡張保証**を、**お客様**の製品を取得した日または購入した日の何れか遅い方の日付から14日以内に取消することができます。当社はこの期間にいかなる請求も行われなければ、**お客様**が支払った金額をすべて返金します。取消の通知は、書面の場合108-0075東京都港区港南2-16-3品川グランドセントラルタワー 日本**マイクロソフト**株式会社 **拡張保証**方針取消担当、電話の場合は**マイクロソフト**代表03-4332-5300、電子メールの場合は**Surface**—surface-esc@microsoft.com、**Xbox**—xbox-esc@microsoft.comまでご連絡ください。**お客様**の**拡張保証**に関する支払いおよび請求に関する支払が完全に支払い済みの場合、同**保証期間**になされた取消の返金は一切行われません。普通郵便にてご連絡いただいた場合は、投函の記録を保存しておいてください。

クーリングオフ期間 後

お客様は、本**拡張保証**をいつでも取消することができます。**お客様**が本**拡張保証**を取消する場合、**保証期間**中にいかなる請求も行われ無い限り、**お客様**は**お客様**の支払いに等しい返金を受取ることができます。

マイクロソフトは、**お客様**が最後に通知したメールアドレスに14日前までに通知することにより、本**拡張保証**を取消することができます。**お客様**は残りの**保証期間**について**お客様**の支払いに等しい返金を受け取る権利を有します。

自動取消

本**拡張保証**にもとづく保証は、**保証期間**中に発生した、本**拡張保証**により認められた最大交換または修理件数を正常に解決した後、すみやかに自動的に終了します。

7. 更新

本**拡張保証**は、失効日後に**当社**の裁量により更新される場合があります。**当社**が**お客様**の保証を更新する場合、更新された見積価格は**お客様**の製品の**使用年数**を反映し、また更新時点における**製品**交換費が優先します。

8. 請求の手順

以下の手順に従って、請求事案の発生から14日以内に可能な限りすみやかに承認およびサービスを取得してください。これら手順に従わなかった場合**お客様**の請求は無効となる場合があります。

お客様が請求を行うと、**マイクロソフト**は、**お客様**の請求および**故障**の性質に関して**お客様**に質問をさせていただきます。**お客様**はこれらの質問に誠実かつ**お客様**において可能な限りにお答えいただき、虚偽の表明を行わないよう十分にご注意ください。正確な情報の提供を怠った場合、**お客様**の方針文書が無効となる場合があります。

お客様は、**マイクロソフト**の取扱説明書に従って、**お客様**の製品のすべての部品を保管し検査のためご送付ください。**マイクロソフト**が製品を受領するまで**お客様**の責任は存続します。

マイクロソフトは**お客様**の請求を確認し、**お客様**の請求が有効であれば、**お客様**の製品の修理または交換を適切であると承認し次に**お客様**が取るべき手順をご連絡します。

- a. お客様の製品の修理または技術サポートを依頼する前に、トラブルシューティングのヒント <http://support.microsoft.com> をご活用下さい。トラブルシューティングのヒントでお客様の問題が解決しない場合はオンラインの手順に従って修理または技術サポートチーム担当にご連絡ください。連絡先詳細は <http://support.microsoft.com> にてご覧いただけます。電子メール: **Surface – surface-esc@microsoft.com**、**Xbox – xbox-esc@microsoft.com**。郵送の場合は108-0075 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー 日本マイクロソフト株式会社 請求管理担当まで。
- b. 本拡張保証におけるすべての修理は、マイクロソフトの代表による事前のマイクロソフトの承認が必要です。
- c. お客様の製品の購入証明書は必ず保管してください。購入証明書は、本拡張保証のもとでの保証の適格性について質問がある場合に、必要となる場合があります。
- d. お客様が修理のためにお客様の製品をマイクロソフトに送付するときは、アクセサリ、ゲームその他の個人の所有物を同梱しないでください。マイクロソフトはこれら所有物に一切の責任を負いません。

重要：製品を分解しないでください。製品の分解は、本拡張保証で保証されない損傷を発生させたり、お客様の製品を、たとえ有償であっても修理に適さないものにする恐れがあります。マイクロソフトまたは正規のプロバイダーのみが製品の修理を行うことができます。

マイクロソフトの責任

- a. お客様がお客様の製品を返品した後、マイクロソフトはそれを点検します。
- b. お客様の送料はマイクロソフトがご負担します。
- c. マイクロソフトが、お客様の製品に条項1の範囲の不具合があると判断した場合、マイクロソフトは（マイクロソフト単独の選択権により）これを修理または交換します。マイクロソフトは、故障が原因で不具合が発生した場合、その不具合の結果生じた部品費および作業費をお客様に請求することなくこれらを行います。交換は、新しい装置または機能的に同等の製品で行われる場合があります。マイクロソフトがお客様の製品を交換した場合、お客様が最初に購入した製品はマイクロソフトの所有物となり、交換製品はお客様の所有物となり、残りの保証期間その製品に対する保証は継続します。
- d. 保証期間終了後にお客様の製品に不具合が生じた場合、本拡張保証のもとでの保証は行われません。保証期間終了後は、お客様はマイクロソフトのサービスを有償でご利用いただき、お客様の製品に関する問題の診断と修理を行っていただきます。

お客様の責任

本拡張保証のもとでの修理またはサポートを受けるには、お客様は以下に同意していただく必要があります。

- a. マイクロソフトにお客様の製品のシリアル番号を提供する。
- b. マイクロソフトにお客様の製品の問題に関する症状と原因の情報を提供する。
- c. お客様の製品のシリアル番号、モデル、お客様の製品に付随するまたはインストールされたアクセサリ、表示されたエラーメッセージ、問題が生じる前にお客様の製品に生じたアクション、問題を解決するためにとられた手続き、等を含むがこれらに限定されない提供を依頼された情報を通知する。
- d. お客様は、修理の請求を行う前に、製品のソフトウェアを現在公開されているものに更新する。
- e. マイクロソフトがお客様に提供した、修理または交換の対象ではないマイクロソフト製品やアクセサリは送付しない、送付に関する指示に従ってお客様の製品を梱包する等を含むがこれらに限定されない指示に従う。

虚偽の請求

お客様が虚偽の請求を行った場合、またはお客様が本拡張保証のもとで不正な方法または装置を使用した場合、お客様は本拡張保証におけるすべての利益を没収されお客様の保証はただちに終了します。かかる請求が発生した場合、マイクロソフトは警察もしくはその他法執行機関に通報します。マイクロソフトは、お客様の請求に対して調査を指示する権利を有し、また本拡張保証における虚偽の請求に対して行った調査費をお客様から回収する権利を有します。

9. データ保護とプライバシーに関する声明

データ転送合意

本拡張保証を取得することにより、お客様は以下に記載する通りお客様のデータが使用されることに同意するものとみなします。

データ保護方針

マイクロソフトは、お客様の個人情報を含めお客様のプライバシーを保護することに尽力します。本拡張保証の承諾は、お客様がこれらの利用規約を読み同意したことを認めるものとみなされるため、注意深くお読みください。

機密情報

マイクロソフトがお客様に要求する個人情報の中には、個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）で「個人情報」「個人データ」と定義される機密性の高い個人情報を含むものがあります。マイクロソフトは、お客様またはその他の人に関するこのような機密性の高い情報を、本拡張保証に記載されたサービスを提供するという特定の目的以外で使用しません。

当社によるお客様の情報の利用および保護の方法、ならびに他者との共有

マイクロソフトは、お客様の情報を、保険会社の引受業務および請求の取扱い等、お客様の拡張保証の運営に使用します。これには、保険会社、運営者、引受業務担当の第三者機関および再保険会社への開示を含む場合があります。お客様の情報は、マイクロソフトがお客様からおよびお客様との通信から得たすべての詳細から構成され、第三者機関から取得した情報も含まれます。当社は、AmTrust Groupの会員企業とお客様の情報を共有し使用します。マイクロソフトはお客様のデータに関し適切なレベルの保護を実行します。

マイクロソフト以下を除くいずれの場合にもグループ外にお客様の情報を開示しません。

- お客様がお客様自身で許可を与えている場合。
- 法律によりそれを行うことをマイクロソフトが要請された場合。
- 信用照会機関または不正防止機関への開示。
- マイクロソフトまたはお客様にサービスを提供している企業以外。または、
- 本拡張保証のもとでの権利および義務をマイクロソフトが移譲した場合。

マイクロソフトは、適切な保護レベルを提供できることが実証されたことにもとづき、**お客様**の情報を他の国および管轄権に移譲する場合があります。しかしかかる情報は、法執行機関およびその他当局により、犯罪の防止および検知のため、あるいは法的義務に従うため、アクセスされる場合があります。

お客様の権利

個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）にもとづき、**お客様**は**お客様**の情報へのアクセスに関し特定の権利を有します。**お客様**は、**マイクロソフト**が**お客様**に関して保有する個人情報のコピーを閲覧する権利を有します。また**お客様**は、お客様の個人情報の共有を中止または停止するよう当社に依頼することができます。**マイクロソフト**が保有する情報が不正または不完全であると**お客様**が考える場合、または**お客様**が、当社が本書に記載したお客様の個人情報の共有を中止または停止することを希望する場合は、可能な限り速やかに108-0075 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー **日本マイクロソフト株式会社**までご連絡いただくか、<http://support.microsoft.com>に記載された電話番号でマイクロソフトの代表までご連絡ください。情報のコピーの入手には、**お客様**に少額の料金が発生する場合があります。

マーケティング

マイクロソフトは、**お客様**のデータをマーケティング目的に使用しません。提供されたすべての情報は、**お客様の拡張保証**の運営のみに使用します。**お客様**は、**お客様**および**お客様の製品**に関する情報を米国の関連企業により保持および処理するための許可を明示的に付与しています。

10. 苦情の手続き：請求、販売または修理

お客様には常に最上級のサービスを提供するよう心がけております。しかし**お客様**が当社サービスにご満足いただけなかった場合は、108-0075 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー **日本マイクロソフト株式会社**苦情部門、または<http://support.microsoft.com>に記載された電話番号でマイクロソフトの代表までご連絡ください。電子メールの場合：Surface—surface-esc@microsoft.com、Xbox—xbox-esc@microsoft.com。

マイクロソフトは、**お客様**の請求の受領後5営業日以内にご返信を差し上げます。この間**お客様**に完全なご返信ができない場合（詳細な調査が必要な場合など）、**マイクロソフト**は**お客様**に、**お客様**の請求への対応に必要な手続きに関して、および完全な返信が可能な時期と担当者について、仮のご返信をさせていただきます。ほとんどの場合、お客様の請求は4週間以内に解決されます。